

# ラベルバンク新聞

発行所  
株式会社ラベルバンク  
大阪市淀川区西中島 5-12-8  
新大阪ローズビル 4F  
TEL: 06-6838-7090  
FAX: 06-6838-7091  
http://label-bank.co.jp/  
support@label-bank.co.jp

## 第64号

平成25年6月に「食品表示法」が公布され、昨年11月から「食品表示基準」の内容について検討が行なわれていきます。先月は中間報告までの動向をお伝えしましたが、引き続き検討されていきますので、その動向についてご紹介します。

### 1 レイアウト、文字の大きさについて

現行、文字の大きさについては原則8ポイント以上、例外として容器又は包装可能面積が150cm<sup>2</sup>以下の場合には5.5ポイント以上、容器又は包装の面積が30cm<sup>2</sup>以下の場合には一部省略可能となっていました。また、レイアウトは容器、又は包装の見やすい箇所の様式に沿って、もしくはわかりやすく一括して記載していました。

今回、表示の見やすさという観点から、高齢者の方々にも見やすい表示をといった検討がされましたが、栄養表示の義務化などがあり、表示可能面積が限られた中での表示で文字の大きさの拡大は難しいことから、文字の大きさは8ポイントのままということになりました。省略規定については、容器又は包装の面積が30cm<sup>2</sup>以下の場合、

## 新しい食品表示基準の動向について(2)

5. 5ポイント以上を6. 5ポイント以上に拡大という案もでていましたが、栄養表示の義務化に伴う表示面積の拡大を踏まえ、50cm<sup>2</sup>以下に拡大されました。レイアウトについてもほぼ変更はありませんが、「食品添加物以外の原材料と食品添加物は、違いを明確にするために区切り(例「/」「:」等)を記載する」といった案が出ています。

### 2 アレルギー表示について

現行、アレルギー表示は個別表示(繰り返しになるアレルゲンは省略可)を原則としています。使用している原材料が多く、表示可能面積の制約がある場合、表示量が多く、かえって消費者にわかりにくい表示となる場合は例外的に一括表示(アレルゲンそのものが使用されている)たり、代替表記等で表示されているものは省略可)が可能となっていました。

食品表示基準では、個別表示については、繰り返しになるアレルゲンも省略不可として記載をしてはどうかという案がでています。この案が出た理由としては、使用されている原材料によって食べられるものもある(醤油に含まれる小麦であれば摂取できる等)方もいる

ことから、商品選択を広げるために個別表示にしたほうがよいのではといった理由からです。

また、一括表示についても、現行省略可能とされている内容を省略不可として、含まれるすべてのアレルゲンを把握でき、見落とし防止できるようにしたほうがよいという提案も出ています。

さらに、特定加工食品の代替表記についても見直されています。

- ・「アレルゲン又はその代替表記を含まないもの(例:マヨネーズ等)」が廃止
- ・「アレルゲン又はその代替表記を含むもの」のうち「卵白」「卵黄」の廃止
- ・乳を原材料とする食品についての代替表記も「種類別」がなくなり、「代替表記」が設けられ、「特定加工食品」については先に述べたものと同じように廃止

これらが検討されている理由としては、マヨネーズに卵が含まれていることを知らなかったり、卵白・卵黄については完全分離が困難であることがあげられています。また、「乳を含む」「乳製品を含む」「乳成分を含む」も「乳化剤」等の紛らわしい言葉と区別するため、「乳成分を含む」に統一してはどうかといった検討もされています。

### 3 製造所固有記号について

現行、製造所所在地や製造者の氏名について義務付けられています。消費者庁への届出をした場合、その固有記号を記載することで製造者の氏名の表示に代

えることができる規定されていました。食品表示基準では、原則、今までどおり製造所所在地や製造者の氏名については表示することには変更がないのですが、例外的に認められている製造所固有記号の取得に下記のような変更案が出されています。

- ① 2以上の工場で製造する商品のみ利用可能
- ② 消費者からの問い合わせがあった場合の応答義務
- ③ 現行のデータベースから新データベースへ移行し、開始届、変更及び廃止届さらに有効期間を設定し更新(消費者の閲覧可)

こうした変更案が出されており、メリットとしては、消費者が製造所の所在地情報を得られます。しかしながら、デメリットとして、放射性物質はじめ風評問題による購入地域の偏りや事業者への改版の負担などが、さらに検討される見通しです。

先月、今月と検討されている内容についてご紹介してまいりましたが、食品表示が消費者にとってわかりやすいものであることは前提としてあります。一方で、事業者にとっても苦痛にならない内容で決められていけばよいと感じています。食品表示基準のパブリックコメント募集は今年の夏の予定です。2020年の栄養表示の義務化もあり、改版は免れない傾向にあります。食品製造や食品表示業務に従事されている方は、栄養表示の表記の準備と共に、食品表示基準の改正の動向も随時ご確認をされることをおすすめします。

(寺田)

# 食品の新たな機能性表示制度について (3)

## 「消費者意向等調査結果」の発表

2014年4月4日、消費者庁「食品の新たな機能性表示検討委員会」において、3月実施の消費者意向等調査の結果が発表されていますので、こちらで紹介いたします。消費者の求める情報そのままというところもあり、大事なことで、背景から改めて整理します。「いわゆる健康食品」に関し、企業等の責任において科学的根拠をもとに機能性を表示できる新たな方策について、今年度中に検討を開始し、来年度中に結論を得た上で実施」と、規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)、日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)にて決定されたことが始まりです。

そして「消費者の誤認を招かず、消費者の自主的かつ合理的な商品選択に資するような機能性表示制度を検討するための基礎資料を得ることを目的に、2つの調査を実施することになりました。1点目が「米国ダイエタリーサプリメント制度に関する課題等整理」、そして2点目が「機能性表示に対する消費者の読み取りに関する実態調査」であり、今回の「消費者意向等調査結果」とは、この2点目のうちの1部(「グループヒアリング」と「インターネット調査」の2つの方法が提示されています)に該当するものと思われる。

## 調査概要と報告書の全体像

調査は、「健康食品の誤認率が高いと想定される集団を含む集団」として「3,000名(15~79歳の男女を全国の人口構成に合わせて割当抽出)を対象に行われています。また対象者を、「①20~64歳(疾病なし)」「②20~64歳(何らかの疾病あり)」「③65歳以上」「④15~19歳」「⑤健康食品を摂取している中学生以下の子どもを持つ者」「⑥妊娠中・妊娠計画中の者」と、6つに群分けされています。報告書内に調査内容についても記載されていますが、ここでは報告結果の構成(目次)をみることで、今後どんな準備が求められるかが参考になるのではないかと思います。

- ・診断又は疑いのある疾病
- ・最近1年間の「健康食品」の摂取状況
- ・過去1年間に「いわゆる健康食品」を摂取した者における「いわゆる健康食品」に対するイメージ

ジ(1)~(5)「試験などで安全性が証明されている」「食事では摂取しにくい栄養成分を摂取することができ」「製品パッケージの表示をしっかりと見て選ぶ必要がある」等と思う者の割合について、グループ別に報告)

・過去1年間に「いわゆる健康食品」を摂取した者における摂取頻度と摂取目的

・過去1年間に「いわゆる健康食品」を摂取した者における購入時に重視する点(1)(2)(厳しい品質管理のもと製造・販売されていること)、「ヒトで効果が確かめられていること」、「原材料が天然・自然由来のものであること」を重視する者の割合について、グループ別に報告)

・健康食品を摂取させている中学生以下の子どもは有無

・中学生以下の子どもに摂取させた「いわゆる健康食品」の種類と摂取される頻度と目的

・「いわゆる健康食品」に機能性を表示できないことの認知度

・「いわゆる健康食品」に機能性を表示する際に必要な表示事項

・米国のダイエタリーサプリメント制度に基づく表示に対する印象

・「いわゆる健康食品」に機能性を表示する際の表示の在り方と最低限必要な試験

## ヒト介入試験の必要性

事業者側にとって、もっとも準備に時間がかかるものの1つが「試験」ではないかと思えます。報告書の最後のページは、「いわゆる「サプリメント」形状のもの(錠剤等)」「サプリメント形状ではない加工食品(お菓子等)」「生鮮食品(野菜・くだもの等)」といった3種類の食品形態に対し、それぞれ「試験管試験」「動物実験」「ヒト観察研究」「ヒト介入試験」の必要性を質問したものの結果が記載されています。

「いずれの項目でも、「ヒト研究」を最低限必要と思う者(「ヒト介入試験」又は「ヒト観察研究」と回答した者)は全体の6割以上であった。グループ①②③において、「いわゆる「サプリメント」形状のもの」について「ヒト介入試験」が最低限必要と回答した者の割合は、「サプリメント形状ではない加工食品」や「生鮮食品」に比べて有意に高かった。」

## 表示の裏づけとなる合理的な根拠と、統計的な客観性の確保

この報告書最終ページから、消費者(今後の制度)の求める「科学的根拠」のレベルについて、推測することができるかと考えます。質問内でもっともレベルの高い「ヒト介入試験」については、「例」調査参加者を対象に、ある成分又は食品を一定量摂取してもらった群と、摂取しない群に分け、その摂取が健康状態におよぼす影響について、直接評価する研究」と定義されています。

また、この報告書の調査概要部分に、「(中略)グループ①(20~64歳(疾病なし))を対照群として、要配慮者グループ②~⑥との比率の差の検定を行った」「(中略)同一グループ内で比率の差の検定を行った」「統計学的有意水準は5%(両側検定)とした」といった「統計解析」に関する記載があります。不当表示についての1つの考え方となる「不実証広告規制に関する指針(消費者庁)」では、例えば体験談やモニター意見等などの表示をする際に必要な合理的な根拠として「これら消費者の体験談やモニター意見等の実例を収集した調査結果を表示の裏付けとなる根拠として提出する場合には、無作為抽出法で相当数のサンプルを選定し、作為が生じないように考慮して行うなど、統計的に客観性が十分に確保されている必要がある」といった説明がされています。

もちろん、冒頭で触れた「グループヒアリング(本調査の基礎的知見となったもの)」の結果が同委員会のページで公開されていない点も、考慮に入れておく必要はあります。いずれにしても機能性表示に必要な準備について検討する際に、この報告書は大変参考になる情報が盛り込まれていると思えますので、まだ確認されていない方は、ぜひ一度消費者庁のページで参照していただくことをお勧めします。また機能性表示に限らず、誤認などの不当表示を生まないために必要な「表示の裏づけとなる根拠」を考えると、このような試験や調査、報告の方法について確認しておくことは大切なことではないかと思えます。(川合)

参照 第4回食品の新たな機能性表示制度に関する検討会(消費者庁)  
<http://www.caa.go.jp/foods/index19.html>

## 今月の「お気に入り」言葉

時勢に応じて自分を変革しろ

(坂本龍馬)